



赤い羽根福祉基金 特別プログラム

「被害者やその家族等への支援活動助成」2026

応募要項

社会福祉法人 中央共同募金会

1. 趣 旨

さまざまな犯罪や交通事故、性暴力、DV、児童虐待等による被害は、誰の身にも及ぶおそれがあります。

被害を受けた人やその家族・遺族は、犯罪等によって心身が傷つけられ、精神的ショックや事件の後遺症を抱えるだけでなく、捜査・裁判への対応などの負担が生じ、さらにはこれらに伴う経済的困窮に陥ることもあります。加えて、事件から時間が経過した後も、うわさ話・報道による二次被害を受けるなど、さまざまな困難に直面することが少なくありません。

被害を受けた人やその家族、遺族が、再び平穏で安全な暮らしを取り戻すためには、孤立防止や社会復帰の支援など、周囲のサポートが不可欠です。

2004年に「犯罪被害者等基本法」[※]が制定され、同法に基づき策定された基本計画に沿って、関係省庁の連携による取り組みが進められています（現在は第5次計画）。

しかし、基本法の理念でもある「犯罪被害者等の個々の事情に応じた途切れのない支援」を実現するためには、公的な支援だけでなく、犯罪被害者等の個々の実情に応じて柔軟な支援ができる民間の支援活動が必要です。

こうした状況をふまえ、本助成は、犯罪被害者等を支援する民間の非営利活動（事業）を資金面から応援することで、支援を着実に実施したうえ、活動への理解や協力を広げることを目的としています。

また、活動と並行して、助成期間中に将来的な自立を見据えた運営体制の構築にも取り組んでいただくことを期待しています。

以上の趣旨をご理解のうえ、ご応募くださいますようお願いいたします。

※犯罪被害者等基本法における「犯罪被害者等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により、被害を被った者及びその家族または遺族をいいます。

2. 実施主体

社会福祉法人中央共同募金会

3. 助成対象団体の要件

- 非営利の活動(事業)展開を目的とする団体を対象とします(法人格の有無は問いません)。
 - 団体としての活動(事業)実績が1年以上あり、助成対象活動(事業)の実施体制が整っていることを要件とします。
 - 特定の宗教や政治思想を広めることを目的とする団体、反社会的勢力[※]および反社会的勢力と関わりがある団体は対象外です。
- ※反社会的勢力に該当する団体とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力が助成対象事業の運営等に関与していると認められる団体をいいます。

4. 助成対象活動(事業)期間

2026年10月～2027年9月

5. 助成金額・規模・留意点

- 助成総額は約7,000万円を予定しています。
- 犯罪被害者等の社会的な孤立を防ぐため、当事者同士の支え合いを目的として行う活動を対象とする (1) 当事者活動助成と、犯罪被害者等を対象とした、孤立を防ぎ、心身の回復や生活の再建等を目的とした活動を対象とする (2) 一般助成の2つの助成プログラムがあります。
- 上記2つの助成プログラムは、応募書とweb応募フォームがそれぞれ異なります。
- 応募書の記載にあたっては、解決したい課題や具体的な活動の計画、応募経費の必要性がわかるように簡潔に記載してください。
- 調査・研究の応募については、当事者の課題の実態把握等の調査目的、対象者や実施体制等の具体的な内容がわかるように簡潔に記載してください。
- 同一団体からの複数応募については、活動内容にかかわらず原則複数採択は行いません。
- 本助成は、助成期間中に支援を着実に実施したうえ、活動への理解や協力を広げることを目的としています。そのため、昨年度に当助成プログラムで採択された団体が、同様の事業内容で応募することは可能ですが、これまでの成果や課題を踏まえた新たな要素が読み取れない場合は、審査の際の評価が低くなります。

6. 助成プログラム

| | (1) 当事者活動助成 | (2) 一般助成 |
|-----------|--|---|
| 助成上限額 | 100万円 | 300万円 |
| 対象団体 | <p>○犯罪被害者等の当事者会、家族会等の自助グループ</p> <p>※自助グループとは、同じ課題や経験を持つ当事者やその家族が自主的に集まり運営し、体験の共有や情報交換を通じて相互に支え合うことを目的とした集まりを指します。</p> | <p>○この要項の趣旨に沿った活動を行う団体</p> <p>※犯罪被害者等の当事者会、家族会等の自助グループで一般助成へのご応募をご検討の場合は、まず事務局へご相談ください。</p> |
| 対象活動 | <p>○犯罪被害者等の社会的な孤立を防ぐため、当事者同士の支え合いや情報交換を行う活動</p> <p>○犯罪被害者等自らが社会へ課題啓発を行う活動</p> | <p>○犯罪被害者等を対象とした、孤立を防ぎ、心身の回復や生活の再建等を支援する活動</p> |
| 対象活動例 | <p>① 犯罪被害者等の自助グループによるピアサポートやグループケア、勉強会</p> <p>② 犯罪被害者等の自助グループにおける交流活動やレクリエーション</p> <p>③ 犯罪被害者等の自助グループにおける社会への啓発活動</p> <p>④ 犯罪被害者等の自助グループのホームページの開設やパンフレットの作成</p> | <p>① 犯罪被害者等を対象とした相談や伴走支援</p> <p>② 犯罪被害者等を対象とした居場所の運営</p> <p>③ 犯罪被害者等の支援に携わる人材育成</p> <p>④ 犯罪被害者等の支援に関する広報・啓発活動</p> <p>⑤ 犯罪被害者等を支援する団体間のネットワーク構築のための活動</p> <p>⑥ 犯罪被害者等の支援に資する調査・研究</p> <p>⑦ その他、犯罪被害者等の支援のために必要と認められる活動</p> |
| 連年の応募について | <p><u>昨年度当プログラムで採択された団体が、昨年度と同様の事業内容で応募することは可能ですが、これまでの成果や課題を踏まえた新たな要素が読み取れない事業については、審査の際の評価が低くなります(「2 一般助成」については特にこの点が重視されます)。</u></p> | |

<審査基準>

- 犯罪や交通事故、性暴力、DV、虐待等の被害を受けた方々を主な対象とする活動であり、活動の中心に被害者支援の視点が位置づけられているか。
 - 実施体制および団体のガバナンス（組織決定の方法等）が、活動（事業）の目的達成に向けて適切か。
 - 活動（事業）の目的および内容が、本助成が対象としているものに合致しているか。
 - 応募活動（事業）の活動実績があるか。
 - 支援対象者のニーズを的確にとらえ確実に効果的に支援が届く活動（事業）であるか。
 - 応募活動（事業）の実施が、受益者数の増、地域的な広がり、他の当事者や団体への波及、社会的認知の向上、当事者間や他機関との連携などによって、社会的課題の解決につながるものであるか。
 - 費用が適切に積算されているか。
 - 助成期間終了後の事業継続に向けた計画が適切か。
 - これまでの活動実績や課題を踏まえ、事業内容に改善・工夫が加えられており、活動への理解者や協力者の広がりにつながるか。
 - 助成期間中に活動への理解者や協力者を広げ、助成金だけに頼らないその他の財源確保の検討や計画がなされているか。
- ※なお、審査にあたり、必要に応じてヒアリングで詳細を直接お聞きすることがあります。

7. 助成対象経費

- 犯罪被害者等を支援する活動に必要な経費を対象とします。活動にかかる人件費、賃借料、備品購入費等も含まれます。
- 人件費を支出する場合は、雇用契約があることを原則とします。人件費や謝金を支出する場合は、完了報告時に、人件費・謝金の算定基準を記載した団体の規程の写し、または人件費対象者の雇用契約書の写し、人件費対象者の活動日・時間・活動内容がわかる日報など、その支出を証明する証憑などを提出いただきます。
- 活動に従事する人が団体との雇用契約を締結していない場合は、謝金として費用を計上してください。
- 人件費・謝金を支出する場合は、対象者の具体的な氏名、活動における役割を応募書の実施体制に記載してください。

- ボランティアに係る支出は実費弁償のみ（交通費など）とし、ボランティアの人件費・謝金は助成対象外経費とします。
- 助成決定した助成対象経費の費目以外の支出は原則認めません。応募時点で助成事業実施に必要な費目を検討、記載してください。やむを得ず変更が必要な場合は、所定の手続きに沿って、個別に可否を判断させていただきます。

助成対象外となるもの

- ・ 応募事業に関わるもの以外の団体の活動費用
- ・ 行政等の公的財源が見込まれるもの
- ・ 経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から読み取れないもの
- ・ 費用の積算内訳が読み取れないもの
- ・ ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険料は助成対象経費です）
- ・ ボランティアの人件費・謝金（ボランティアの交通費等の実費弁償は助成対象です）
- ・ 団体および団体役員が所有する拠点、物、設備等の賃借料
- ・ 団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
- ・ 助成決定した助成対象期間外の事業・活動に関する経費
- ・ 活動の大部分を外部委託する場合の業務委託費

8. 助成応募方法

応募締切日までに、中央共同募金会の web 応募フォーム「e 応募」にアクセスし、必要事項を記入の上、「e 応募」に必要書類を、アップロードして送信してください。（郵送による応募は受け付けません）

オンライン応募フォームが利用できない場合は、中央共同募金会（被害者等支援助成 担当）まで早めにご相談ください。締切間際にご相談されても間に合わない場合があります。

- 応募締切日 **2026 年 6 月 25 日（木） 23 時 59 分必着**
- 応募書のダウンロードおよび「e 応募」へのアクセスは下記 URL をご覧ください。
<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-orthor/48527/>
- 応募に関するオンライン説明会を開催予定です。詳細は、上記ホームページをご覧ください（定員あり・申し込み先着順）。

- はじめて「e 応募」から応募する場合は事前の団体登録が必要です。
下記 URL より「e 応募」へアクセスし、「新規登録はこちら」より登録してください。団体登録には、下記 AB の書類をアップロードしていただきます。

登録に不備がある場合、応募締切日の当日は対応が出来かねる場合がございますので、登録は早めに済ませてください。

✓ 「e 応募」 団体登録・ログイン画面

<https://hanett.akaihane.or.jp/josei/chuo/login>

✓ 団体登録に必要な提出書類

必ず各ファイル名を「A～B」で始まる名前にしてください

| | |
|---|--------------------------------|
| A | 団体の定款、会則、規約のいずれか（ワード、エクセル、PDF） |
| B | 団体の役員名簿 ※直近のもの（ワード、エクセル、PDF） |

- 団体登録後、「e 応募」にログインし、「助成に応募する」より当該プログラムを選択し、応募画面にて以下（1）～（8）の書類をアップロードしてください。

✓ 本助成応募に必要な提出書類

必ず各ファイル名を「(1)～(8)」で始まる名前にしてください。

| | |
|-----|---|
| (1) | 応募書①（所定のワード形式） ※PDF は不可 |
| (2) | 応募書②（所定のエクセル形式） ※PDF は不可 |
| (3) | 直近の事業報告書（ワード、エクセル、PDF） |
| (4) | 直近の決算書（ワード、エクセル、PDF） |
| (5) | 直近の事業計画書（団体の事業全体） |
| (6) | 直近の予算書（団体の事業全体） |
| (7) | これまでの活動がわかる既存の資料（任意） ※チラシ、HP の告知記事など 3 点以内 |
| (8) | 通帳画像 助成金振込口座の通帳 2 頁目にある金融機関名、支店名、 口座番号、口座名義がわかる部分の画像（JPEG、PNG、GIF） ※助成金振込口座は団体名義の口座に限ります。 |

※（1）（2）応募書の PDF ファイルによる応募は不可とします。

※「e 応募」 にアップロードできるファイルの容量は 1 ファイルあたり 5MB までです。

9. 審査及び助成決定

本会が設置する「審査委員会」により、「応募書および添付資料」から審査基準をもとに審査の上、助成先を決定します。

<結果通知>

- ・助成の可否・助成額は、本会が設置する審査委員会による審査のうえ決定します。
- ・結果は中央共同募金会ホームページで、2026年9月末までに公表の上、10月上旬までに応募団体全てに審査結果を郵送等により通知します。

10. 助成金の送金について

助成決定後、原則として、応募時に登録された金融機関の口座に助成決定額の2/3の金額を送金します（2026年10月中を予定）。事業完了後1か月以内に「e応募」より完了報告書を提出いただき、確認のうえ、最終精算送金を行います。

なお、助成金の精算時に必要な証憑書類等の確認ができず、助成金対象経費として認められる費用が助成決定額に満たない場合は、最終精算送金額の減額や、助成決定後に送金済の助成金の一部またはすべての返還を求めることがあります。

11. 助成決定後のお願い

①成果の発信

本助成は、中央共同募金会へお寄せいただいた寄付金によって行われるものです。

つきましては、本助成による活動状況や成果を、貴団体のホームページ、SNS等により発信してください。

また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、備品等には、本助成による事業であることを表示してください。

②事業報告、決算報告書の提出

助成事業終了後1か月以内に「e応募」より報告書を提出してください。報告様式、及び証憑等の提出方法については、助成決定後にご案内します。

12. 都道府県共同募金会への情報提供について

共同募金会では、各都道府県でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。本助成に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合があること、また各都道府県共同募金会から助成金等の連絡を受ける場合があることをご了承ください。

【問い合わせ先】

社会福祉法人 中央共同募金会 基金事業部 被害者等支援助成 担当宛

電話：03-3581-3846(9:30～17:30)

E-mail：kikin-oubo@c.akaihane.or.jp

【応募書ダウンロード、募集概要ページ】

<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-orther/48527/>

【「e 応募」団体登録・ログイン画面】

※はじめて「e 応募」から応募する場合は事前の団体登録が必要です。

早目の登録をおすすめします。

<https://hanett.akaihane.or.jp/josei/chuo/login>